



千葉労働局発表

令和 3 年 10 月 29 日

報道関係者 各位

【照会先】

千葉労働局労働基準部監督課

監督 課 長 市倉 健人

主任監察監督官 渡辺 由美子

(電 話) 043(221)2304

長時間労働が疑われる事業場に対する
令和 2 年度の監督指導結果を公表します

千葉労働局（局長 江原由明）では、このたび、令和 2 年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった 533 事業場のうち、227 事業場（42.6％）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に 1 か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、91 事業場（違法な時間外労働があったもののうち 40.0％）でした。

千葉労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場： **533 事業場** [全国 24,042 事業場]

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの： **227 事業場** (42.6％) [全国 37.0％]

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの： 91 事業場 (40.0％)

うち、月 100 時間を超えるもの： 66 事業場 (29.1％)

うち、月 150 時間を超えるもの： 22 事業場 (9.7％)

うち、月 200 時間を超えるもの： 5 事業場 (2.2％)

② 賃金不払残業があったもの： **26 事業場** (4.9％)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **126 事業場** (23.6％)

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： **282 事業場** (52.9％)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： **112 事業場** (21.0％)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
(令和2年4月から令和3年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和2年4月から令和3年3月までに、533事業場に対し監督指導を実施し409事業場(76.7%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが227事業場、賃金不払残業があったものが26事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが126事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1, 2)		533 (100%)	409 (76.7%)	227 (42.6%)	26 (4.9%)	126 (23.6%)
主な業種	商業	107 (20.1%)	80	42	7	23
	製造業	88 (16.5%)	72	42	3	23
	接客娯楽業	42 (7.9%)	26	14	2	13
	建設業	57 (10.7%)	38	23	4	8
	運輸交通業	69 (12.9%)	59	40	3	7
	その他の事業 (注6)	57 (10.7%)	42	19	2	14

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)等の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
533	115 21.6%	208 39.0%	94 17.6%	41 7.7%	52 9.8%	23 4.3%

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
533	51 9.6%	122 22.9%	53 9.9%	34 6.4%	68 12.8%	205 38.5%

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、282事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
282	17	49	151	126	11	14

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、112事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン(参考資料2参照))に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の職務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
112	62	7	61	8	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった227事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、91事業場で1か月80時間を、うち66事業場で1か月100時間を、うち22事業場で1か月150時間を、うち5事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限る)

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間違反の状況				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
533	227	133	91	66	22	5

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、57事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、193事業場でタイムカードを基礎に確認し、114事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、171事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	PCの使用時間の記録を 基礎(注2)	
57	193	114	34	171

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

千葉労働局発表
令和3年10月26日

報道関係者各位

【照会先】

厚生労働省 千葉労働局

「過労死等防止啓発関係」

労働基準部監督課

監督課長 市倉 健人

主任監察監督官 渡辺 由美子

(電話) 043(221)2304

「しわ寄せ防止キャンペーン関係」

雇用環境・均等室

室 長 佐々木 晃子

室長補佐 北 川 仁

(電話) 043(221)2307

11 月は『過労死等防止啓発月間』・ 『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』です！！

《シンポジウムの開催、「過重労働解消」や「しわ寄せ」防止に向けたキャンペーンを実施します》

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるためのキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

また、大企業等による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの「しわ寄せ」を生じさせないため、『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』と位置づけて集中的な周知・啓発の取組を行っています。

千葉労働局(局長 江原由明)では、月間中、県民の皆様への周知・啓発を行うほか、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向け、以下の取組を行います。

1 過労死等防止啓発としての主な取り組み

(1) 国民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

開催日時：令和3年11月5日(金) 14:00～16:30

会場：千葉市生涯学習センター 2階ホール(千葉市中央区弁天3丁目7番7号)

(2) 過重労働解消キャンペーン

① 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施に先立ち、千葉労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力を文書で要請します。

② 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

千葉県内で労働時間の削減等に取り組んでいる企業に労働局長が訪問します（詳細は、後日お知らせします）。

(次ページに続く)

(前ページから)

③ 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

④ 電話相談を実施します

過重労働相談受付集中週間中（10/31～11/6）の特別労働相談日には「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、全国どこからでも、携帯電話や PHS から無料で相談に対応します。匿名の相談も可能です。

過重労働相談ダイヤル：令和3年11月6日（土） 9：00 ～ 17：00

フリーダイヤル： 0120（794）713「なくしましょう ながい残業」

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

2 「しわ寄せ」防止キャンペーンとしての主な取組

(1) 使用者団体等への要請

労働局長から使用者団体等に対し、「しわ寄せ」防止に係る協力を文書で要請します。

(2) 「しわ寄せ」防止に向けて遵守すべき関係法令の周知徹底

令和元年11月に、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において採択された提言※に基づき、千葉県内の全ての企業において、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど、「しわ寄せ」防止に向けて、相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。

※ 「千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について（提言）」



週の労働時間が
60時間を
超えていませんか？



年次有給休暇の
取得はきちんと
できていますか？



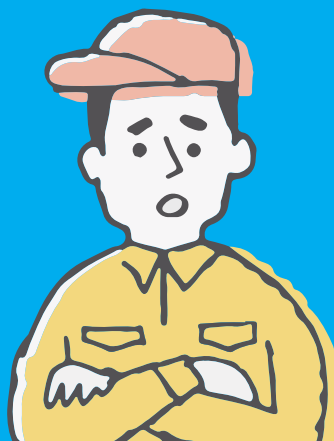
過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



仕事上の
不安や悩みを
抱えていませんか？



勤務間
インターバル制度を
ご存知ですか？



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ほっとライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》

0120-811-610 (フリーダイヤル)

《受付時間》平日 / 17:00~22:00

土・日・祝日 / 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やその
ご家庭向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容
を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は…

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/
shozaianai/roudoukyoku/](http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/)



●職場でのハラスメントにお悩みの方へ

《ハラスメント悩み相談室》

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



《あかるい職場応援団》

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》**0120-565-455** (フリーダイヤル)

《受付時間》月・火 / 17:00~22:00

土・日 / 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

《メール相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

《SNS相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタル
ヘルス対策に取り組む事業者の方、またはご家族に
向けた支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0120-562-552



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
(※無料でご参加いただけます)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



目指すゴールは、
過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)
小野 伸二

11月は過重労働解消キャンペーン月間です。 また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や
右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付け
ていますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します！

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからでも無料) ※匿名での相談も可

特別労働相談受付日

令和3年11月6日 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

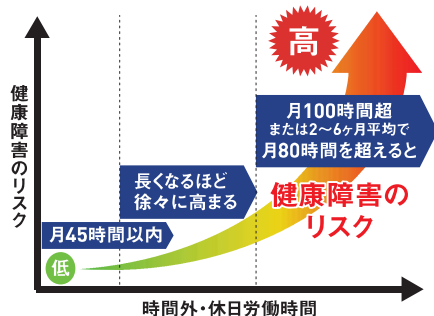


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

0120-794-713

過重労働による健康障害を防止するために※2

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30～17:15)

■労働条件相談はっとライン(厚生労働省委託事業) 0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土・祝日 9:00～21:00

オンライン
で開催!!

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、
過重労働解消のためのセミナー
を実施します!



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 千葉会場 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2021年11月5日(金)

14:00~16:30 (受付13:00~)

会場

千葉市生涯学習センター 2階ホール

(千葉市中央区弁天3丁目7番7号)

参加
無料
事前申込



新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。

今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。

参加には、事前申込みが必要です。詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、

千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、千葉県経営者協会

スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
は寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担する** こと。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める** こと。
- 発注内容を変更するときは、**「不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること」**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**「人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇」**について、**「その影響を反映するよう協議すること」**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

（受付時間）9:00～12:00／13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月6日（土）には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和3年11月6日（土）9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月6日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン（☎ 0120-811-610）で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

千葉県における働き方改革の推進に向けた 「しわ寄せ」の防止について（提言）

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

働き方改革関連法に基づき、罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行されている。こうした中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は両立する課題であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止により、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現していく必要がある。

このため、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議においては、千葉県内のすべての企業において、時間外労働の上限規制が順守できる環境を整えられるよう、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」を防止することを目的に、他社との取引において取り組むべき事項について以下のとおり提言する。

1. 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図る。
2. 発注内容の頻繁な変更をできるだけ抑制する。
3. 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る。

千葉県
千葉市
千葉市長会
千葉県町村会
関東経済産業局
千葉労働局

（一社）千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
（一社）千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会
日本労働組合総連合会千葉県連合会
（株）千葉銀行
千葉信用金庫

千葉県社会保険労務士会
千葉県税理士会
（公財）千葉県産業振興センター
（独）千葉産業保健総合支援センター
千葉働き方改革推進支援センター

専門家に相談 ください!

これらを改善することにより
「人手不足の解消と定着」を図りませんか！



相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

A map of Chiba City, Japan, showing the location of the Chiba Prefectural Office (千葉県庁) and the Chiba Prefectural Library (千葉県文書館). The map includes the Chiba Bay (千葉湾) and the Chiba Expressway (千葉自動車道). The Chiba Prefectural Office is located in the central part of the city, and the Chiba Prefectural Library is located to its south. The map also shows the Chiba City Fire Department (千葉市消防局) and the Chiba City Hall (千葉市庁舎). The Chiba Prefectural Office is marked with a pink dot and labeled '千葉県庁'. The Chiba Prefectural Library is marked with a pink dot and labeled '千葉県文書館'. The Chiba City Fire Department is marked with a pink dot and labeled '千葉市消防局'. The Chiba City Hall is marked with a pink dot and labeled '千葉市庁舎'. The Chiba Bay is shown in blue. The Chiba Expressway is shown as a thick black line with white diagonal stripes. The Chiba Prefectural Office is located near the Chiba Bay. The Chiba Prefectural Library is located near the Chiba Expressway. The Chiba City Fire Department is located near the Chiba Bay. The Chiba City Hall is located near the Chiba Expressway. The Chiba Prefectural Office is located near the Chiba Bay. The Chiba Prefectural Library is located near the Chiba Expressway. The Chiba City Fire Department is located near the Chiba Bay. The Chiba City Hall is located near the Chiba Expressway.

年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019 年 4 月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019 年 4 月～／中小企業：2020 年 4 月～

同一労働同一賃金

2020 年 4 月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021 年 4 月 1 日～

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年 5 日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書

FAX：043-301-5835



千葉働き方改革推進支援センター 宛

WEB 相談フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名	
所在地	〒 -				
連絡先	電話		E-MAIL		
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ☐ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。				
相談内容 ✓をお付け 下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 各種助成金の申請・活用 ☐ 36 協定 ☐ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し ☐ テレワーク ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ その他【 ☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 賃金制度全般 ☐ 職務分析・職務評価 ☐ 高度プロフェッショナル制度 】				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 3 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する（チェックしてください）

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



② 業務改善助成金特例コース

業務改善助成金特例コース

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日～同年12月の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。



③ 人材確保等支援助成金

人材確保等支援助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。



④ キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



⑥ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



⑦ 事業再構築補助金

事業再構築補助金

検索

問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター

受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く）

電話番号：＜ナビダイヤル＞0570-012-088

＜IP 電話用＞03-4216-4080

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。



2. 生産性向上に関する支援

⑧ 固定資産税の特例措置 問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞ 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 ＜税制について＞ 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00) ＜制度について＞ 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816	先端設備等導入計画	検索
「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。		

⑨ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画） 問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)	経営力向上計画	検索
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。		

⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）	経営強化税制	検索
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7 %）の税額控除を選択適用することができます。	(⑨と同じ) 	

⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）	ものづくり補助金	検索
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。		

⑫ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞ 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞ 日本商工会議所 電話：03-6747-4602	持続化補助金	検索
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		

⑬ サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424	IT 導入補助金	検索
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。		

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		

⑮ パートナースhip構築宣言	パートナーシップ構築宣言	検索
問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688		
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

⑯ 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	官公需基本方針	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		

⑰ 官公需情報ポータルサイト	官公需ポータルサイト	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		

4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度	セーフティネット貸付	検索
問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795		
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		

⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	マル経融資	検索
問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店		
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。		(日商)  (公庫) 

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金	建設事業主等に対する助成金	検索
問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク		
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		

㉑ 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース)	人材確保等支援助成金	検索
問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク		
事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」（雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入）を行う場合に、助成金を支給します。		

㉒ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	地域雇用開発助成金	検索
問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク		
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		

㉓ 雇用調整助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	雇用調整助成金	検索
従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。		

㉔ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革推進支援センター	検索
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。		

㉖ 特別相談窓口の設置 問い合わせ先：全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会他	最低賃金 特別相談窓口	検索
生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。		

㉗ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉘ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6655 各都道府県の下請かけこみ寺	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。		

㉙ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル
 上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。



各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧





厚生労働省

千葉労働局



Press Release

千葉労働局発表
令和3年6月21日

【照会先】千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 吉田 明生
主任安全専門官 松井 祐介
電話 043-221-4312

報道関係者 各位

「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を開始します -労働災害の増加(前年同期比 16%増。5月末日現在)などを踏まえた取組強化策-

県内の陸上貨物運送業（以下「陸運業」という。）における休業4日以上之死傷者数は、平成28年から令和2年まで5年連続で増加しています。さらに、令和3年になっても、5月末の段階で死傷者数が速報値で302名（前年同期比+42名、+16%）と増加傾向が継続しています。

今年、千葉県内で発生した陸運業の労働災害は、荷台などからの「墜落・転落」による死傷者数が75人と前年同期比で13人（21%）増加しています。「墜落・転落」による災害は、死亡や重篤化につながる人が多い災害ですので、大変憂慮される状況にあります。

このような状況を踏まえ、千葉労働局（局長：友藤智朗）では、7月から「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を開始することとしました。概要は次のとおりです。

【トリプル作戦】（実施要綱は別紙1のとおり）

作戦期間 6か月間（7月1日から12月31日まで）

陸運業の労働災害防止のためには陸運業者のみならず荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）における取組も重要となります。そこで、①陸上貨物運送事業者、②荷主等、③千葉労働局の三者が一体となった「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を展開してまいります。

＜三者における主な実施事項の例＞

1 陸上貨物運送業事業者

- ・荷役作業での墜落・転落防止対策の徹底
- ・高齢者の労働災害防止のための取組

2 荷主等

- ・荷主等が管理する施設へのプラットフォーム、荷台への昇降設備等、荷役作業中の墜落・転落災害防止のための設備等の設置
- ・荷役作業場所の整理整頓

3 千葉労働局

- ・労働災害防止のための研修資料（資料の例は次ページのとおり）の作成及び周知
- ・災害事例及び災害防止のための好事例の収集及び周知

※陸運業及び荷主等の関係団体に対し、令和3年6月18日付けをもって陸運業の労働災害防止に関する緊急要請とトリプル作戦への賛同の要請を行っています。（要請文は別紙2のとおり）

陸上貨物運送業における 労働災害の防止のために

～陸運業の労働災害が増加しています～

荷主の皆様へ

**自社構内での荷役作業の
安全確保にご協力ください**



千葉労働局労働基準部
健康安全課

陸上貨物運送事業者のみならず

労働災害が増加しています

特に、荷物の積み降ろしを安全に

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）のみならず

荷役作業時の労働災害の3分の2 が荷主先で発生しています



トラック運転手の労働災害を減らすため
には陸運事業者のみならず、荷主等も連
携して安全対策を講じることが必要です。

2. 陸運業における労働災害防止対策等

（1）重大災害対策

5 大 死 亡 災 害

荷役作業時の死亡災害は5大災害で80%を
占めている



災害の種類	割合
墜落・転落	21.1%
荷崩れ	19.3%
フォークリフト使用時の事故	17.5%
無人暴走	15.9%
トラック後退時の事故	6.3%
その他	21.1%

- I 墜落・転落
- II 荷崩れ
- III フォークリフト使用時の事故
- IV 無人暴走
- V トラック後退時の事故

平成25年に発生した陸上貨物運送業の荷役作業時の死亡災害の割合
資料出所：労働安全衛生総合研究所調べ

（2）一般的な死傷災害対策

荷台からの転落等による災害発生状況



転落原因	割合
荷台への昇降時の転落	40%
荷台から降りる時 任意の飛び降り	27.0%
荷台へ上がる時 急降下による飛び降り	2.7%
その他	18.4%
荷物上での作業など	8.7%
荷物の積み降ろし	8.5%
天候の影響など	8.3%
作業者の誤送中など	7.1%
シート掛けなど	6.1%
シート取付中	4.1%
シート取付後	2.8%
シート外し中	1.3%

荷台への昇降時の転落が
40%

荷台から降りる時
任意の飛び降り
27.0%

荷台へ上がる時
急降下による飛び降り
2.7%

平成27年に発生した陸上貨物運送業の休業4日以上の死傷災害（トラック荷台からの転落等による災害データのみを抜粋）を分析したものと
資料出所：労働安全衛生総合研究所調べ

（3）荷主等による労働災害防止対策

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけでなく、荷役作業の安全対策を講じることは困難です。荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。



荷主等の皆様においても「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」にある事項に取り組ましよう

ポイント 墜落・転落対策

○墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけブラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

移動式ブラットホーム設置例




「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」実施要綱

1 趣旨

県内の陸上貨物運送業（道路貨物運送業及び貨物取扱業をいう。）（以下「陸運業」という。）においては、休業4日以上之死傷者数は令和2年まで5年連続で増加していたところ、令和3年になっても死傷者数が5月末集計の速報値で302名（前年同期比+42名、+16%）と労働災害の顕著な増加傾向が継続している状況にある。

さらなる労働者の高齢化、新型コロナウイルス感染拡大による宅配便の取扱個数の増加などの運送需要が増加する中、陸運業では、引き続き労働災害発生のリスクが高水準で推移することが懸念されるところである。

陸運業における労働災害は荷役作業中に多く発生しており、中でも荷台などからの「墜落・転落」によるものが多く、また、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）が管理する施設内で発生することも多いことから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の遵守をはじめとした陸運業の労働災害防止に関する取組については、陸運事業者のみならず荷主等を含めた陸運業に関係するすべての事業者において実施していくことが必要である。

また、陸運業においても高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が多く発生している状況であり「エイジフレンドリーガイドライン」の遵守の徹底や「STOP！転倒災害プロジェクト」における事業所が実施すべき事項への取組をさらに徹底していくことなども必要である。

以上のことから、陸運業における令和3年の死傷者数を少なくとも令和2年より減少させることを目標として、陸上貨物運送事業者、荷主等及び千葉労働局の三者が一体となった「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を展開していくこととする。

2 期間

令和3年7月1日から同年12月31日までとする。

3 主唱者

千葉労働局、県下労働基準監督署

4 協賛者

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 千葉県支部

5 実施者

陸上貨物運送事業者

荷主等

千葉労働局

6 実施者の実施事項

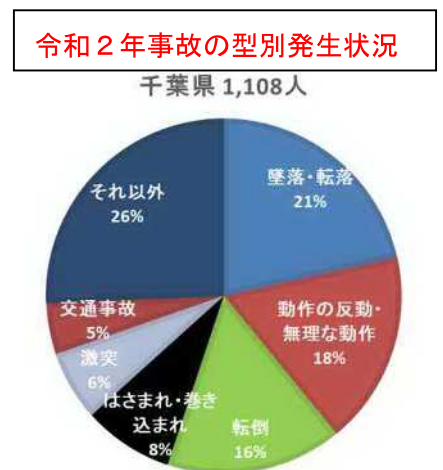
陸運業における労働災害防止のため、三者においてはそれぞれの役割に応じて従来からの取組に加え、下表の事項について特に強化して取り組む。

	従来からの取組に加え、特に強化する事項
陸上貨物運送業事業者	1. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策 2. 転倒災害対策（STOP！転倒災害プロジェクト） 3. 熱中症対策（ただし、9月までの期間）
荷主等	1. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のうち、自社関連施設・場所における陸運事業者の労働者のための労働災害防止対策 2. 転倒災害対策（STOP！転倒災害プロジェクト） 3. 熱中症対策（ただし、9月までの期間）
千葉労働局	1. 労働災害防止のための研修資料の作成及び周知 2. 災害事例の収集及び周知 3. 災害防止のための好事例の収集及び周知 詳細は千葉労働局ホームページを参照 https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html

なお、陸上貨物運送業事業者及び荷主等における従来からの主な取組については以下のとおりである。

- （１）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- （２）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- （３）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- （４）トラックの逸走防止措置の実施
- （５）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

【参考：陸運業における労働災害の状況】



千労発基 0618 第 3 号
令和 3 年 6 月 18 日

別記の使用者団体及び関係団体 代表者 様

千葉労働局長

陸上貨物運送業における労働災害の増加に伴う緊急要請について

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り、また、現下の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への各般のご尽力に厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県内の陸上貨物運送業（以下「陸運業」という。）における労働災害による死傷者数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきたものの、大変残念ながら、最近では休業 4 日以上死傷者数が令和 2 年までの間、5 年連続で増加しており、さらに、今年に入っても 5 月末速報値で前年同期比 42 人増（16%増）の 302 人と大幅に増加している状況となっております。

さらなる労働者の高齢化、新型コロナウイルス感染拡大による宅配便の取扱個数の増加などの運送需要が増加する中、陸運業では引き続き労働災害発生リスクが高水準で推移することが懸念されるところであります。

陸運業における労働災害は荷役作業中に多く発生する傾向にあり、中でも荷台などからの「墜落・転落」によるものが多く、また、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）が管理する施設内で発生することも多くなっております。「墜落・転落」による災害はひとたび発生してしまうと重篤化することが多い災害ですが、今年、千葉県内で発生した陸運業の労働災害を見ても、「墜落・転落」による死傷者数が 75 人と前年同期比で 13 人増（21%増）となっており、大変憂慮される事態となっております。

これらのことから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の遵守をはじめとした陸運業の労働災害防止に関する取組を陸運事業者のみならず荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）を含めた陸運業に関係するすべての事業者において実施し、荷役作業中の墜落・転落災害をはじめとした陸運業における労働災害防止を図っていただくようお願いいたします。

また、陸運業における労働災害の増加傾向に歯止めがかからないことを踏まえ、千葉労働局におきましては、別紙の実施要綱のとおり、本年 7 月より、陸上貨物運送事業者、荷主等及び千葉労働局の三者が一体となった「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」（以下「トリプル作戦」という。）を展開していくことにより、陸運業における労働災害の大幅な減少を目指すこととしました。

陸運業の労働災害防止のためには、「荷役ガイドライン」のほか、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインである「エイジフレンドリーガイドライン」の遵守の徹底や「STOP！転倒災害プロジェクト」における事業所が実施すべき事項への取組をさらに徹底していくことなどが必要です。

これらは本来、陸運業者が主体的に取り組む必要があるところですが、とりわけ、「荷役ガイドライン」の遵守に当たっては、荷主等における取組も重要となることから、陸上貨物運送事業者、荷主等及び千葉労働局の3者がそれぞれの役割に応じた災害防止対策を実施することにより陸運業における労働災害を防止していく必要があると考えております。

なお、千葉労働局では「トリプル作戦」の実施に当たって、ホームページに陸上貨物運送事業者及び荷主等を対象とした労働災害防止のための研修資料を作戦期間中に順次掲載していくこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、陸運業における災害の防止に向けた取組とした「トリプル作戦」に是非ともご賛同賜りますとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げます。

関係資料掲載先

「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」の実施について（開設予定 7月1日）

（千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html>）

各種ガイドライン等掲載先（厚生労働省 ホームページ）

- (1) 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-1.html>（陸運業向け）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-1.html>（荷主等向け）

- (2) 高年齢労働者対策「エイジフレンドリーガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/newpage_00007.html

- (3) 転倒災害対策「STOP！転倒災害プロジェクト」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

各種ガイドラインにつきましては、上記の千葉労働局のホームページからリンクして参照が可能とする予定です。

(公社) 千葉県労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会千葉県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉県総支部
(一社) 千葉県建設業協会
(一社) 千葉県トラック協会
(一社) 千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
(一社) 千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会

準備は進んでいますか？



2024年（令和6年）4月1日から
**自動車運転の業務にも
上限規制が適用されます!!**

Point 自動車運転の業務における猶予後（2024年（令和6年）4月1日～）の取り扱い

時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間（休日労働を含みません）を限度に設定
（1か月の時間外・休日労働時間数、1年の時間外労働時間数）する必要があります。

時間外労働の上限規制の詳細は以下の厚生労働省のHPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

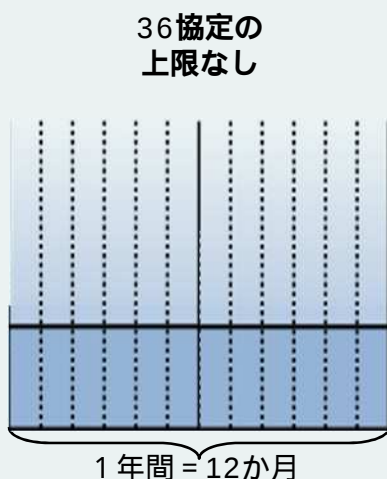


上限規制の
イメージ

（改正前）



（改正後）



法律による上限
（原則）
✓月45時間
✓年360時間

法定労働時間
✓1日8時間
✓週40時間

法律による上限
（特別条項）
✓年960時間
休日労働を含みません



- 自動車運転の業務に関しては、**特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間**（休日労働は含みません）となります。
- 時間外労働と休日労働について「月100時間未満」「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用されません。
- 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制は適用されません。